

日本労働年鑑 第26集 1954年版  
The Labour Year Book of Japan 1954

第一部 労働者状態

第四編 賃金と労働条件

第三章 労働災害と職業病

第三節 職業病

珪肺

金属鉱山その他、珪塵が飛散する職場で作業をする労働者が、それを肺に吸いこんで起す珪肺病はほとんど不治であるといわれており、労働者にとって極めて重大な職業病である。

この、珪肺対策として政府は、珪肺巡回検診要綱にもとずき、一九四八年から毎年、全国の主要な鉱山や珪肺発生のおそれある事業所に対して珪肺巡回検診を行っており、また珪肺対策に関する労働大臣の諮問機関として一九四九年六月、政令により珪肺対策審議会(労働者代表、使用者代表、学識経験者、政府代表から成る委員二〇人以内で結成され、その下に予防、診断、厚生対策の各専門委員会が設けられている)を作り、同審議会は一九五〇年四月から活動を始めている。

これに対して、直接、危険にさらされている労働者の珪肺に対する意識は年とともに非常に高まり、日本炭鉱労働組合や全日本金属鉱山労働組合などが中心となり、珪肺特別立法の制定を獲得することによって、珪肺にたいする予防、治療、補償などの根本的対策を確立しようとする運動が続けられている。一九五二年一月には、日本労働組合総評議会主催により学識経験者・国会・労働省などの代表者をまじえて「珪肺対策意見聴取会」が開かれ、珪肺法制定にについて意見の交換が行われ、全鉱、炭労、全自動車、全造船などの各代表が集って「珪肺会議」をもち珪肺法立法化促進の運動方針を討議した。また総評第三回定期大会(七月)、全鉱第一七回(二月)第一八回(八月)全国大会などにおいて珪肺特別法の制定、珪肺病院の増設(現在、栃木県鬼怒川珪肺療養所一か所)、各事業所における労使の珪肺協定完全履行、鉱山衛生研究会開催(労働省などに働きかけ、六月、鉱山衛生珪肺講習会開かる)などが決議され、その実現のために関係各方面へ要求申入れを行い、また一九五二年の十一月、補正予算の国会上提に際して珪肺関係予算獲得の運動を起すなど、あらゆる面で強力に闘っている。だがそれにもかかわらず珪肺特別立法の制定を中心とする労働者の希望事項は未だに実現していないのであって、今後ますます強力的な運動が続けられて行くであろう。

こうした労働者の活動に促されて国会においては一九五一年末に珪肺特別立法化促進のための国会対策委員会が生まれ、一九五二年二月、衆議院労働委員会で「珪肺対策小委員会」の設立が許可され、国会においても初めて正式に珪肺対策がとり上げられることとなった。この小委員会は労働基準局や鉱山保安局に対して珪肺巡回検診の徹底、休業療養期間の延長、補償問題の検討などの申入れを行ったりしている(六月)。なお国会における労働基準法改正審議の際にも、法第一二条(平均賃金算定基準)、第七六条(休業補償費)、第八一条(使用者の補償打切)で、珪肺患者に

は例外的措置をとることなど、野党議員から修正動議が出されたが、政府はこれをとり上げなかった。

労働基準局労働衛生課が、毎年の巡回検診や各事業場の診療所などからの報告によって把握した一九五二年一二月末日現在における珪肺罹患者数は第121表の通りである。この表では全国のうち大阪・奈良、広島各府県には全然発見されていないが、珪肺症はほとんどの患者に自覚症状がなく、その上、精密なレントゲン撮影でないと捕えにくいとため、今後の検診によつてこの数はますます増加するであろう。

(註)労働省労働基準局労働衛生課では、各都道府県労働基準局の医師である監督官に依頼した業務上疾病報告を集計の上、「業務上疾病発生状況」として発表しているが、一九五二年度(一九五二年四月—五三年三月)の数字は計算が遅れたため、本年鑑には掲載できなかった。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

\*\*\*\*年\*\*月\*\*日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---